高福第746号

平成28年12月26日

指定（介護予防）通所介護事業所

（政令指定都市及び中核市に所在する事業所を除く。）　管理者　様

神奈川県保健福祉局福祉部

介護サービス担当課長

（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）

日頃から、本県の介護保険行政につきましては、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、「神奈川県指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等（注）において、（介護予防）通所介護事業所における機能訓練指導員については、１以上の配置が求められており、機能訓練指導員の資格要件は解釈通知により「理学療法士、作業療養士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とします。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行うことができます。」と規定されています。

　　これまで、本県においては、①有資格の機能訓練指導員の配置が算定要件となっている加算を算定しない場合については、有資格者の配置まで求めない、②機能訓練指導員はサービス提供日ごとに配置すること、としていました。

この取り扱いについて改めて厚生労働省に解釈の確認を行ったところ、「全ての通所介護事業所において、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要である」「機能訓練指導員のサービス提供毎の配置については、各指定権者の判断による」との回答がありました。

このため、本県では、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、適正な人員配置をお願いいたします。また、参考資料もあわせてご確認ください。

（注）人員配置に関する根拠

・神奈川県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年１月11日条例第20号第100条)

・神奈川県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年１月11日条例第21号第98条)

　・神奈川県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について（平成25年４月１日解釈通知第３ Ⅵ・１（３））

問い合わせ先

高齢福祉課在宅サービスグループ

電話　045-210-4840（直通）

別紙

指定通所介護事業所における機能訓練指導員の配置の取り扱いについて

１　取扱事項

（１）事業所ごとに機能訓練指導員として有資格者（理学療法士、作業療養士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を１名以上配置してください。

（２）有資格の機能訓練指導員は、サービス提供日ごとに配置しなくても差し支えありません。

２　取扱適用開始日

　　平成29年５月１日指定分から適用を開始します。平成30年３月31日までは、３のとおり

　経過措置を設けることとします。

３　経過措置

　　平成29年４月１日以前の指定事業所は、平成30年３月31日までは現状の取り扱いを可能

とします。ただし、その場合は、今までどおり、機能訓練指導員（無資格者でも可）をサ

ービス提供日ごとに配置してください。

　　なお、この間に指定更新となる場合も経過措置期間中は同様の扱いとします。

４　平成29年５月１日以降の機能訓練指導員（有資格者）を配置する時間数の考え方

　　「機能訓練指導員１以上」とは、指定（介護予防）通所介護事業所における人員配置基

準において、最低限度の基準として定められています。実際の配置は、それぞれの事業所

において提供する機能訓練の内容・程度により必要人数及び時間が定められることとなる

ため、それぞれの利用者の計画（通所介護計画等）に定められた機能訓練を適切に実施す

るのに必要な人員を配置し、適切な時間数配置を行ってください。

５　その他

　　本件に関する人員の変更については、変更届を提出する必要はありません。但し、事業所に配置者の資格を確認できる書類等を保存しておいてください。